

京都市教育委員会告示第2号

京都市文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる京都市指定有形民俗文化財に同表の中欄に掲げる文化財を追加し、その数についての記載事項を同表の右欄のように改めたので、同条第2項において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成20年4月1日

京都市教育委員会

左 欄		中欄	右 欄		備 考	
名称	指定告示		名称	数	所有者	所有者の住所
稲荷祭山車 「天狗櫛」 懸装品	平成15年4月1日 京都市教育委員会告 示第1号	「天狗櫛」 の面1点	稲荷祭山車 「天狗櫛」 懸装品	11点	伏見稲荷 大社	京都市伏見区 深草藪之内町 68番地

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)